

大分県医師会救急蘇生訓練用人形等利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、救急蘇生訓練用人形等の有効活用を図るため、大分県医師会会員が利用するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(救急蘇生訓練用人形等の範囲)

第2条 この規則において「救急蘇生訓練用人形等」とは、大分県医師会の所管に属する次に掲げるものをいう。

人形等	レサシアンシミュレーター
	ハートシム4000・P C
	レサシアン〈心臓マッサージ・人工呼吸〉
	レサシジュニア〈心臓マッサージ・人工呼吸〉
	レサシベビー〈心臓マッサージ・人工呼吸〉
	気道管理トレーナー〈気管内挿管〉
	リトルアン (A E D)
	ムラージュキット〈外傷部位貼付モデル〉
関係物品	フェイスシールド (1箱36枚入)

(利用の承認)

第3条 救急蘇生訓練用人形等を利用しようとするときは、救急蘇生訓練用人形等利用申込書を大分県医師会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 大分県医師会長は、救急蘇生訓練用人形等の利用の目的又は方法が適当でないと認めるときは、前項の承認をしないことができる。

(利用期間)

第4条 救急蘇生訓練用人形等の利用期間は、5日以内とする。ただし、大分県医師会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第5条 利用者は、救急蘇生訓練用人形等の維持管理等に要する経費、消耗品に要する経費等を負担するという観点から、下記に定める利用料金を支払わなければならない。

物品名		料金
人形等	レサシアンシミュレーター	無償 (要同意書提出)
	ハートシム4000・P C	5,000円 (1体・日額)
	レサシアン〈心臓マッサージ・人工呼吸〉	1,000円 (1体・日額)
	レサシジュニア〈心臓マッサージ・人工呼吸〉	1,000円 (1体・日額)
	レサシベビー〈心臓マッサージ・人工呼吸〉	1,000円 (1体・日額)
	気道管理トレーナー〈気管内挿管〉	1,000円 (1体・日額)
	リトルアン (A E D)	1,000円 (1体・日額)
	ムラージュキット〈外傷部位貼付モデル〉	1,000円 (1体・日額)
関係物品	フェイスシールド (1箱36枚入)	3,000円 (1箱)

2 展示照会用として利用する場合の利用料金は、上記料金の半額とする。

3 本会で開催する研修会等に機材を無償で提供している施設が使用する場合は、この限りではない。

(利用の禁止)

第6条 第3条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、その承認に係る救急蘇生訓練用人形等を私用のために利用し、又は営利を目的として利用してはならない。

(転貸の禁止)

第7条 利用者は、利用教材を第三者に転貸してはならない。

(利用に当たっての取扱い)

第8条 利用者は、正しい操作方法により、救急蘇生訓練用人形等を利用しなければならない。

(滅失等の報告及び損害の責任)

第9条 利用者は、救急蘇生訓練用人形等が滅失し、又は毀損したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(返却)

第10条 救急蘇生訓練用人形等の返却に当たっては、貸し出した時の状態にして返却しなければならない。

(利用に係る事務処理)

第11条 救急蘇生訓練用人形等の利用に関する事務処理については、大分県医師会地域保健課が行う。